

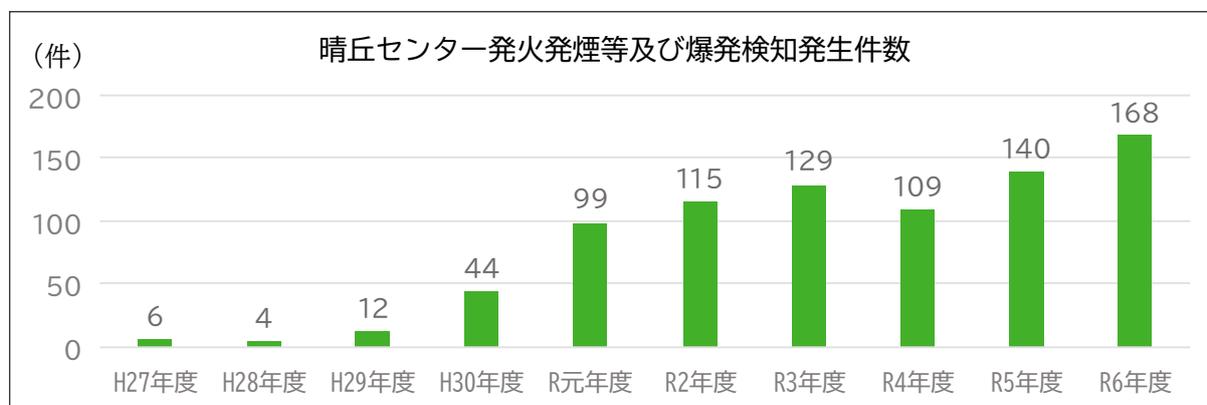
発火性のあるごみの混入対策

1 現状及び課題

本市では、充電式電池等が原因となる発火事案が多発したことにより、令和3年12月よりスプレー缶に加え、充電式電池等の「発火性危険物」の収集を開始し、月1回集積所で回収するほか、市内公共施設でもボックス缶などにより回収を行っている。また、充電式電池の取り外しのできない家電等は「小型家電」として、公共施設に設置してあるボックスやリサイクルひろばで回収している。

しかし、晴丘センターでは、現在もそれらのごみの混入による発火が多発しており、令和6年度には168件の発火等が発生した。これらの発火等により施設の稼働が停止するなど、ごみ処理に支障をきたす状況が続いている。

発火性のあるごみのうち、充電式電池の取り外せない家電等については、発火の原因となるとの認識がまだ低く、他の小型家電と同様に「燃えないごみ」として排出される懸念があり、市民への更なる周知が求められる。



2 対策の方向性等

(1) 周知啓発の推進

- ア 広報誌、ホームページ等での周知
- イ 「燃えないごみ」指定袋のデザインの変更

(2) 計画上の関連施策

小型家電の分別ルート（集積所）収集の検討（計画P40）

No.7	小型家電の分別・ルート(集積所)収集の検討										
実施計画	年度										
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
	← 検討			← 実証実験			← 判断				

3 「燃えないごみ」指定袋のデザイン（案）

資料4-2のとおり

4 デザイン変更までの流れ

- (1) 「尾張旭市指定ごみ袋認定要領」に定める最低記載項目を改正
- (2) 各製造業者に通知
- (3) 通知から約半年後の製造からデザイン変更

※ 店舗等の在庫状況により、店頭販売までは更に時間を要する可能性あり。